

Tilleke
& Gibbins

タイにおける民事訴訟

タイにおける民事訴訟

訴訟は通常、紛争解決における最終手段です。紛争当事者の多くは、相手方との関係性の悪化や高額な費用、紛争の長期化等を懸念し、訴訟を回避しようとしています。こうした懸念の一部は確かに正当なものかもしれませんが、時には訴訟が当事者が救済を得る唯一の手段となる場合もあります。救済手段を検討している当事者にとって、タイの裁判所制度が一般的にアクセスしやすく、公平かつバランスの取れた紛争解決の手段であることを知っておくことは有益です。

タイにおける民事訴訟の概要

訴訟提起の是非を判断する際、当事者は訴訟のタイミングや予想される期間、費用、判決の執行可能性、その他の事情などを考慮する必要があります。

タイの裁判所の構成と種類

タイの司法制度においては、通常、第一審裁判所、控訴裁判所、最高裁判所（通称 Dika）からなる三審制が採用されています。第一審裁判所には民事裁判所、刑事裁判所、及び複数の専門裁判所が存在し、控訴裁判所には、通常の控訴裁判所及び専門事件控訴裁判所が存在します。タイの専門裁判所には行政裁判所、破産裁判所、労働裁判所、少年家庭裁判所、税関裁判所、知的財産・国際貿易裁判所が含まれます。より詳細なタイの裁判所制度については**付録 A**をご参照ください。

原告は、一般的に被告の住所地を管轄区域とする裁判所又は請求が発生した場所を管轄区域とする裁判所に訴訟を提起することができます。ただし、不動産に関連する訴訟は、被告がタイ国内に住所を有するか否かにかかわらず、当該不動産が所在する場所を管轄区域とする裁判所に提起する必要があります。

区裁判所と県裁判所

第一審の民事裁判所には、区裁判所（Khwaeng）と県裁判所（Changwat）の二種類が存在します。区裁判所は、係争金額が 30 万バーツ（約 140 万円¹）以下の民事紛争を扱う権限を有します。県裁判所は 30 万バーツを超えるすべての事案を扱います。バンコク首都圏の多くの区裁判所は県裁判所に格上げされています。

破産裁判所

この裁判所は国内全県を管轄し、再生と清算という二つの破産制度に関する事案を扱います。

再生は、債権者又は債務者が債務者の申請によって開始され、債務者の事業の再建を目指すための手続きです。これにより、債権者に対し、債権回収の可能性を高める機会を提供します。

一方、清算は、債務者の事業が継続不可能な場合、又は裁判所が再生申立てを却下した場合に選択される手段です。

破産裁判所の判決に対する上訴は、専門事件控訴裁判所に提起されます。

¹ 1 バーツ=4.7 円として計算しています。以下同様です。

知的財産・国際貿易裁判所

知的財産・国際貿易裁判所は、知的財産権及び国際貿易取引に関する紛争を専門的に審理します。裁判官は知的財産・国際貿易紛争における豊富な経験を有し、各事件には、当該種類の事件に精通した少なくとも 1 名の裁判官が陪席裁判官として審理に加わります。加えて、知的財産・国際貿易裁判所の管轄権内にある仲裁関連紛争も取り扱います。

通常の民事裁判所とは異なり、知的財産・国際貿易裁判所は、その管轄事項に関連する一部の付随的刑事事件も取り扱うことができます。

知的財産・国際貿易裁判所の判決に対する上訴は、専門事件控訴裁判所に提起されます。

少年・家庭裁判所

少年・家庭裁判所は、離婚、親権請求、未成年者に関する紛争などの事案を審理します。2 名の常勤判事と 2 名の準判事（少なくとも 1 名は女性）が審理に当たります。

少年・家庭裁判所は、紛争の交渉による解決を一般的に奨励しています。少年・家庭裁判所の判決又は命令に対する上訴は、通常の控訴裁判所に提起されます。

労働裁判所

労働裁判所は、従業員の不当な取扱い、不当解雇、タイ法上義務付けられている賃金・補償金の不払いに関する請求など、労使間の紛争を審理します。雇用主の従業員に対する請求も労働裁判所で取り扱われます。

労働紛争の経験を有する裁判官で構成される労働裁判所においては、本格的な審理の前に紛争の和解を促進する傾向にあります。労働裁判所の判決に対する上訴は、専門事件控訴裁判所に行われます。

行政裁判所

行政裁判所は、国家機関による権力乱用に関する紛争を含む、行政紛争を審理します。

行政裁判所は行政裁判所の設置及び手続に関する法律 B. E. 2542 (1999) に基づき設置され、第一審行政裁判所と最高行政裁判所の二審制を採用しています。

訴訟開始前の実務上のチェックポイント

管轄権

一般的に、以下の場合にタイで訴訟を提起することができます。

- 当事者のいずれかがタイに住所を有する場合
- 訴因がタイで発生した場合
- 原告がタイ国籍を有する場合
- 被告がタイに財産を有する場合

裁判期間

和解による解決がない場合、民事訴訟は通常、訴訟提起から第一審判決まで 12～18 か月を要します。控訴審ではさらに 18～24 か月、最高裁判所への上告でも同程度の期間がかかります。

訴訟提起前の相手方との連絡

提出書面の内容は全て請求者に不利な証拠として使用される可能性があります。したがって、訴訟中又は訴訟を予期している当事者は、相手方とのあらゆる連絡、特に和解の申し出は慎重に行う必要があります。

資産の所在

訴訟を提起し判決を得たとしても、相手方に回収可能な資産がほとんどない、あるいは全くない場合、十分な金銭的救済を得ることは困難です。したがって、訴訟提起前に相手方のタイ国内外における資産の性質と規模を調査し、可能な限り早期に執行可能性を評価することが望ましいです。なお、タイ国外の資産に関しては資産の所在国における外国判決の執行制度を考慮する必要があります。

請求額

タイでの訴訟には時間と費用がかかるため、特に約 40 万バーツ（約 188 万円）未満の請求については、費用倒れになる可能性があります。ただし、タイ歳入局省令第 374 号（2021 年）の規定により、タイ在住の納税者は、債権が少額であっても、税務上、当該債権につき貸倒損失として損金算入するためには訴訟を提起しなければならない場合があることにご留意ください。

書類の言語

タイの裁判所に提出する書類は全てタイ語で作成されなければなりません。外国の書類は原本又は認証済みの写しである必要があります、特定の書類は公証を受けた上でさらにタイ領事による認証も必要となります。

知的財産・国際貿易裁判所では、訴訟当事者が合意した場合、英語文書を証拠として使用できる可能性があります。ただし、当該事件の重要な争点に関する証拠として使用することはできません。

単一請求・複数請求及び答弁の形式

裁判所は単一請求と複数請求を区別しません。個々の請求ごとに必要な作業量と裁判所における手続きは本質的に同一であるためです。なお、タイの裁判所では定型的・形式的な訴状・答弁書は受理されず、各請求について具体的な事実・法的根拠・証拠を明示する必要があります。

訴訟費用

原告は訴訟を提起する際、裁判所の申立手数料を支払わなければなりません。これは通常、請求額の 2% ですが、請求額が 5,000 万バーツ（約 2 億 3500 万円）以下の場合、1 件あたり最大 20 万バーツ（約 94 万円）となります。請求額が 5,000 万バーツを超える場合については、5,000 万バーツの部分に対する金額 20 万バーツに、5,000 万バーツを超える部分の 0.1% が加算された額が申立手数料となります。原告が勝訴した場合、裁判所は、支払われた申立手数料の一部又は全部の支払いを被告が負担するよう命じる場合があります。

国内仲裁判断の執行については、申立手数料は請求額の 0.5% ですが、請求額が 5,000 万バーツまでの訴訟では 1 件あたり最大 5 万バーツとなります。請求額が 5,000 万バーツを超える部分については同様に 0.1% が加算されます。

外国仲裁判断の執行の場合、裁判所の申立手数料は請求額の 1% ですが、請求額が 5,000 万バーツまでの訴訟では 1 件あたり最大 10 万バーツとなります。請求額が 5,000 万バーツを超える部分については同様に 0.1% が加算されます。

さらに、非居住者の原告には、被告に有利な訴訟費用の支払命令が発出された場合に備え、裁判所から保証金を供託するよう求められる場合があります。

上訴

民事事件における上訴は、判決言い渡し後 1 か月以内に提起しなければなりません。例えば、2025 年 2 月 14 日に判決が言い渡された場合、上訴人は 2025 年 3 月 14 日までに上訴を提起する必要があります。

各上訴段階において、上訴当事者は判決金額の 2% に相当する追加訴訟費用を支払う必要があり、その額が 5,000 万バーツ以下の場合には上限 20 万バーツ、5,000 万バーツを超える部分は請求額超過分の 0.1% が追加されます。また、上訴が棄却された場合の判決額の支払いを担保するため、控訴人は裁判所に対し追加の保証金を供託するよう求められる場合があります。

控訴裁判所及び最高裁判所においては、原則として新たな証拠を提出することはできません。上訴審は書面による弁論及び補足書類のみによって判断されます。口頭証言や口頭弁論は認められません。上訴審における法廷での手続きは、判決の朗読のみです。

委任状

依頼者は、弁護士に訴訟代理を委任する場合、委任状に署名しなければなりません。

法人による訴訟の提起

当事者が法人である場合、当該法人の代表権を有する者が委任状に署名しなければなりません。通常、タイで訴訟を提起するには、代表権を証する書類の原本又は認証済み写しの提出が求められます。

外国人による訴訟の提起

タイ国外で作成された委任状がタイの裁判所において有効と認められるためには、公証を受けた上でタイ領事館による認証を受け、公証・認証済み委任状の原本を裁判所に提出する必要があります。

抵触法

タイの抵触法 B. E. 2481 (1938)においては、コモンロー的アプローチが採用されています。同法は民商法典の構造に沿った包括的な解決策を提示するとともに、外国法の適用に関する裁判所の指針を定めています。

準拠法・裁判管轄の選択

準拠法条項及び合意は、タイの法令に反しない限り、一般的に有効かつ拘束力を有します。タイの抵触法は、契約に適用される準拠法は当事者の意思により決定されると規定しています。明示的又は黙示的な意思が確認できない場合、全当事者が同一国籍である場合には当該国の法律、又は、契約締結地に適用される法律が適用法となります。また、遠隔地間の契約においては、承諾通知が相手方に到達した場所を契約締結地とみなします。当該場所を特定できない場合、契約履行地の法が適用されます。

訴訟手続とプロセス²

訴状

訴訟は、原告が、請求の根拠となる事実と主張を記載した訴状を提出することで開始されます。

訴状には、一部の事実は必ず記載しなければなりません。多くのタイでの訴訟における訴状記載の事実は、詳細な事実を特定せず概括的な記載にとどまります。

召喚状及び訴状の送達

裁判所が訴状を受理した後、原告は 7 日以内に手数料を支払い、被告への召喚状及び訴状の送達を請求する必要があります。請求後、裁判所職員は合理的な期間内に、裁判所の命令に従って被告への送達を試みます。

原告が、合理的理由なく所定期間内に召喚状の送達を請求しなかった場合、裁判所は原告が請求を放棄したとみなすことがあり、その場合、裁判所の裁量により訴訟費用の一部が返還されること

² タイの民事訴訟手続は、民事訴訟法 B. E. 2477 (1934)に規定されています。

があります。

被告がタイ国外に所在する場合、送達はタイ外務省を経由して、国際特別速達郵便、又は国際小包送付専門業者を利用して行われる必要があります。この手続きには時間を要し、場合によっては1年以上を要することもあります。なお、タイは2021年よりハーグ送達条約の加盟国となっています。

答弁及び反訴

被告は、召喚状及び訴状が送達されてから15日以内に答弁書を提出しなければなりません。

答弁書において、被告は、原告の主張の全部又は一部を明確に認否した上で、否認する場合は否認の根拠を記載し、原告の請求に関連する反訴がある場合にはこれを明示しなければなりません。反訴と原告の請求の関連性がないと認められた場合、裁判所は被告に対し別個の訴訟を提起するよう命じます。

原告は、被告の答弁書の送達後15日以内に、反訴に対して答弁しなければなりません。ただし、合理的な理由がある場合には、裁判所の許可を得てこれらの期間を延長することができます。

被告が召喚状の受領を拒否した場合であっても、召喚状の被告への発送日から15日経過すると、送達が完了したとみなされます。この場合、召喚状の発送日から15日が経過した日が送達日とみなされ、その日から15日間の答弁期間が開始されます。このため、答弁期間を30日間確保するために、召喚状を受領しない事例も多くみられます。

タイに住所を有しない被告がタイ国内に代理人を有する場合、召喚状は当該代理人に対して送達されます。この場合、送達は発送日から30日後に行われたとみなされます。代理人が召喚状を受領しない場合、又は郵送による送達がなされた場合、被告は答弁書提出期間を召喚状の発送日から60日後に延長できる可能性があります。

民事事件において、当事者は審理前協議（争点整理期日）の7日前まで訴状及び答弁書を修正できます。審理前協議の期日が設定されていない場合、第一回弁論期日の7日前が修正の期限となります。ただし、当初の請求と十分かつ密接に関連し、審理及び判決のために訴えを併合することが正当化される場合を除き、当初の事件に新たな訴え又は反訴を追加することはできません。

審理前協議（争点整理）

答弁書提出後、当事者には争点一覧の作成が求められます。争点一覧は当事者間の合意に基づき、裁判所の助言を得て作成されます。裁判所はその後、審理前協議の日程を設定し、証拠の提出を通じて裁判所に立証すべき争点と、立証を必要としない争点を特定します。民事訴訟における立証責任は「証拠の優越」³とされています。

審理前協議において、裁判所は各当事者に対し、争点について異議があるか否かを確認します。各当事者は、争点又は証拠について、審理前協議の日から7日以内に、口頭で又は申立書の提出により異議を申し立てる権利を有します。各当事者は、審理前協議の前であっても、全ての証拠文書に対し、原本でない旨又は偽造の疑いがある旨等を理由として異議を申し立てることができます。争点整理後、裁判所は証拠調べ期日を設定します。

知的財産・国際貿易裁判所の特別手続

知的財産・国際貿易裁判所は、情報又はそのアクセス権の保全のために、証拠の即時提出を認め

³ Preponderance of evidence。英米法上の概念であり、「争点である事実の不存在よりは存在の蓋然性が高いこと」、あるいは、「あるかないかといえはあるという程度」を意味するものとして一般的には理解されています（三木浩一「民事訴訟における証明度」法学研究：法律・政治・社会 83 巻1号 21-22 頁（2010））。

ることができます。

答弁・出廷の不履行

いずれの当事者も、答弁、出廷その他の手続きを定められた期間内に行わなかった場合には、他方当事者の申し立てに基づき不履行が宣告される可能性があります。

被告が所定期間内に答弁又は出廷を怠った場合、原告は不履行宣告を求めることができます。不履行宣告を受領した被告は、不履行の理由を説明する機会が付与されます。不履行が不可抗力又は正当な理由によるものであることを説明した場合、裁判所は通常、答弁のための追加期間を認めます。不可抗力又は正当な理由以外の理由による不履行の場合には、追加期間は付与されず、答弁の機会なく手続きが進みます。

被告が答弁書を提出すべき期間の満了後 15 日以内に原告が不履行命令の申し立てを行わない場合、裁判所は当該事件を記録から抹消します。既に納付された訴訟費用は、裁判所の裁量により一部返還されます。

双方が出廷しなかった場合、訴訟は記録から抹消されますが、再度の訴え提起は禁止されません。

原告が出廷しなかった場合、被告が訴訟続行を請求しない限り、裁判所は訴訟を抹消します。被告が請求した場合、裁判所は審理を続行し、一方当事者のみによる審理を経て判決を下します。

裁判所は、相手方の不履行のみを理由に一方当事者に有利な判断を下すことはできず、判決は実質的根拠に基づいて下されなければなりません。したがって、不履行の場合、裁判所は自ら法的問題を整理し、証拠調べをして事件の審理を行います。さらに、必要な手続きを履行しなかった当事者（以下、「不履行当事者」といいます。）は裁判所から完全に排除されるわけではなく、相手方の証人に対する反対尋問を行う権利は保持されます。ただし、不履行当事者は自らの証拠や証人を提出することはできません。

不履行からの救済

不履行を宣告され不利な判決が言い渡された当事者は、再度の審理を申請できます。これは裁判官の裁量により認められるが、以下の場合は認められません。

- 不履行が宣告された事件が、同一当事者による過去の不履行の再審理である場合
- 不履行当事者が再審請求ではなく控訴した場合
- 法律により再審請求が禁止されている場合
- 裁判所が既に事件の再審理を命じている場合

担保

民事事件において、原告が非居住者である場合、被告は、原告に対し、被告の訴訟費用及び弁護士費用の支払いを担保するための追加的な担保の提供を命じる裁判所命令を請求することができます。このような担保は、海外の原告が訴訟に敗訴した場合に、被告の訴訟費用及び弁護士費用の支払いを回避することを防止することを目的としています。

被告の請求があった場合、裁判所は、差し入れるべき担保の額と、原告が追加担保を差し入れるべき期限を設定します。通常、訴訟費用に対する追加担保は請求総額の約 2%、弁護士費用に対する追加担保は請求総額の最大 5%です。原告は追加担保を現金、土地権利書・権利証書、又は銀行保証書で提供することができます。

被告は、第一審及びその後の上訴審のいずれにおいても、原告に訴訟費用及び弁護士費用の追加担保を求めるよう裁判所に請求することができます。

審理前手続（ディスカバリー・確認的判決）

タイにはアメリカのように証拠開示制度（ディスカバリー）や審理前に権利関係を確定させる確認判決といった制度は存在しません。ただし、申し立てを行い正当な理由を示すことにより、相手方

に対し特定の文書の提出を強制する制度を利用することができます。

仮処分及び仮差押命令

これらは理論上、判決確定前であればいつでも可能です。しかし実際には、タイの裁判所は、訴えに十分な根拠があり、かつ十分な酌量すべき事情があると認めない限り、この種の救済を認めません。

仮処分命令は、緊急事態に限り発令されます。原告は、不当な仮処分命令に対する補償の担保として保証金を差し入れる必要がある場合もあります。仮処分命令は被告への事前送達を要することなく即時執行されます。ただし、被告はいつでも命令の取消し又は執行停止を申し立てることが可能です。

同様に、仮差押命令も取得が困難であり、発令は稀です。仮差押命令が発令される可能性を高めるには、原告は被告が資産を隠匿、移転又は浪費しようとしていることを、合理的な疑いを超えて立証しなければなりません。

知的財産・国際貿易裁判所における仮処分・仮差押命令

知的財産権を侵害する者は、様々な電子データ転送手段を通じて、数時間あるいは数分以内に資産を権利者の手の届かない場所に移動させることが可能であること等を踏まえ、知的財産・国際貿易裁判所に係属中の事件においては、より頻繁に仮処分・仮差押命令が発令されます。

証拠の採用

証拠が採用されるためには、当該事件の当事者が立証しようとする事実に関連し、かつ裁判所に提出された証人・証拠目録において特定されたものでなければなりません。証人・証拠目録は、証拠調べ期日の少なくとも 7 日前までに裁判所に提出され、かつ他の当事者に送付される必要があります。

ただし、提出期限後であっても、当事者が合理的な根拠を示し、かつ新たな証拠が争点となる重要な事項に関連する場合には、新たな証拠を提出することができます。

原本（最良の証拠）

限定的な例外を除き、文書の原本性又は有効性に争いがある場合、当該文書の原本のみが証拠として採用されます。写し、電子メール、その他のコンピューター生成の複製物は最良の証拠とはみなされませんが、限定的な状況下においては裁判所の裁量により証拠として採用されることがあります。これらの形態の証拠は知的財産・国際貿易裁判所においてはしばしば受理されます。

外国文書

裁判所に提出される外国文書は全て原本又は認証済み写しでなければなりません。一部は公証を受けた後、タイ領事館又は大使館による認証が必要です。一般的に、全ての文書をタイ語に翻訳しなければなりません。

証人

証人は文書証拠の認証を行う必要があります。証言はタイ語で行うか、タイ語に翻訳されなければなりません。タイ語を話せない者については民事訴訟法に基づき通訳が認められますが、通訳は関係当事者が手配する必要があります。

訴訟手続は、ごく稀な例外を除きタイ語で行われます。手続は当事者が対立する対審制が採用されていますが、裁判官は公平性を十分に考慮し、正義の実現のために、証人尋問に積極的に関与する傾向にあります。証言は裁判官が要約を録音し、書記官がその録音に基づき書面化します。要約書面は公開法廷で証人に読み上げられ、修正された後、証人及び双方の弁護士、並びに出席裁判官が署名します。

タイの裁判所では、当事者が陳述書を提出することが認められています。陳述書を作成した者は、

陳述書を宣誓確認し、相手方当事者による反対尋問を受けるため、証人尋問に出席しなければなりません。

知的財産・国際貿易裁判所及び破産裁判所の証拠調べ

伝聞証拠は、一般的に証明力が低いと考えられていますが、知的財産・国際貿易裁判所及び破産裁判所は、特定の状況下において伝聞証拠を採用し、録画証言やテレビ会議による遠隔証言を許可することがあります。また、コンピューター記録の証拠採用を認める場合もあります。

最終弁論の提出

全証拠の証拠調べ終了後、当事者は通常、裁判所に書面による最終弁論の提出許可を求めます。最終弁論では、関連証拠及び判例を引用しつつ、当事者の主張を支持する最終的な論拠を提示します。相手方も最終弁論に対し反論を提出する権利を有します。最終口頭弁論は認められますが、書面による最終弁論が一般的です。書面による弁論は、判決が言い渡されるまでの間、いつでも追加提出できます。

証拠調べの終了時、又は全当事者が弁論を終えた時点で、審理は終了したとみなされます。

判決

判決は書面で言い渡されます。判決には、まず事実関係と当事者の主張が記載され、裁判所の決定が続きます。判決は公開法廷で朗読されますが、下級裁判所の判決文は公表されません。

金銭的賠償には、原告の請求に基づき、債務不履行日、提訴日、又は判決日から起算した法定利率年 5%の利息が適用されます。契約に利率が定められている場合、その利率が不当に高くない限り、通常はその利率が適用されます。貸付契約に関する事件においては、金利は 15%を超えてはなりません（ただし、タイ中央銀行によって別の最高金利が設定されている金融機関の場合は除きます。）。

判決には、裁判所の裁量により、訴訟費用及び合理的な弁護士費用の支払命令が含まれることがあります。一般的に、弁護士費用の支払命令は係争額の 5%を超えることはありません。裁判所の弁護士費用の支払命令は、欧米諸国で通常認められる額よりも大幅に低い傾向があります。

訴状に明記され、かつ当事者の意図がそうであった場合には、金銭的判決は外国通貨で言い渡されることがあります。

裁判後の手続

判決の執行

第一審裁判所は通常、判決を執行し関連事項を決定するための執行命令を発する権限を有します。裁判所は、執行命令を発する際に、判決債務者に対し以下のいずれか又は複数を経命する命令を発します。

- 金銭の支払い
- 特定財産の引渡し
- 特定の行為の履行

債務者には資産開示が命じられる場合があります。債務者がこれに従わない場合、債権者は執行命令を申請できます。命令が発令された後、執行官は通常債権者又はその代理人と共に債務者の所在地へ赴き、財産を差し押さえます。差し押さえられた財産は、安全な倉庫へ移送されるか、封印された状態で現存されるのが一般的です。その後、差押通知が債務者に送付され、公売が公告され、同時に訴訟当事者及びその他全ての利害関係者に通知が行われます。

実務上、これらの手続は複雑で時間を要します。資産の特定・追跡・所在確認が困難な場合が多く、資産が他の優先債権者や担保権者に優先的に差し押さえられている可能性もあるためです。

多くの場合、判決に基づく債権の回収には数か月を要します。

答弁・出廷等の不履行の場合の判決の執行

答弁・出廷等の不履行に伴い下された判決の執行時には、不履行当事者は少なくとも 7 日間の猶予期間を与えられ、その間に判決に従うことが求められます。ただし、裁判官の許可を得て同事件の再審理が係属中の場合、不履行当事者は執行停止命令を裁判所に申し立てることができます。出頭不履行に基づく判決の執行の場合、差押財産の公売による収益金は、不履行当事者に対し元の訴訟の通知があったことが証明されない限り、不履行当事者の財産差押えから 6 か月を経過するまで分配されません。

上訴

民事・刑事事件を問わず、法定上訴権に基づく上訴は、控訴裁判所への控訴及び最高裁判所への上告とともに、判決確定後 1 か月以内に提起しなければなりません。ただし、申立てによりこの期間の延長が認められる場合があります。

上訴の提起自体は、第一審裁判所の判決又は命令の執行を停止する原因とはなりません。執行停止を求める別途の申立てを、上訴と同時に又は上訴後に行う必要があります。

控訴裁判所及び最高裁判所においては、裁判所からの特定の命令がない限り、新たな証拠を提出することはできません。民事訴訟法上はこれらの上訴裁判所における口頭弁論が認められていますが、実際には口頭弁論が行われることはありません。

上訴の根拠

控訴裁判所及び最高裁判所への上訴申立ては、原則として、上訴理由書に記載され、第一審裁判所で生じた法律問題及び事実問題に基づくものに限られます。

最高裁判所への上告に関して、民事訴訟法は、控訴裁判所の判決又は命令は最終的なものであり、最高裁判所は、当該事件について再審理に値する重要性があるかどうかを判断する権限を有すると規定しています。

最高裁判所の審理対象となり得る重要な事項には、公共の秩序に関する決定、法的解釈を発展させるための決定、及び過去の最高裁判例との矛盾が含まれます。

救済措置

通常は、債務不履行から通常生じる損害、又は、予見可能若しくは予見すべきであった特別な事情から生じる損害について、賠償を請求することができます。ただし、タイでは、苦痛や精神的苦痛といった損害に対する救済は認められておらず、立証可能な利益の喪失や実費損失などの実際の損害の金銭的回復のみが認められます。また、特定の限定された訴因を除き、懲罰的損害賠償は認められません。

抵当権者は、担保契約に別段の定めがない限り、抵当権が設定された担保物件からのみ債権の弁済を受ける権利を有します。その他の債権者（無担保債権者）は、債務者の全資産から債権の弁済を受ける権利を有します。これには、抵当物件を除く、第三者から債務者に支払われるべき金銭その他の財産が含まれます。

契約上特定の方法での履行が要求される場合、当該債務の履行は当事者間で合意された実際の方法で提供されなければなりません。契約に定められた方法以外での履行を、債権者の同意なく強制的に受け入れるよう要求することはできません。

外貨建ての金銭債務の支払いは、支払時・支払場所における為替レートに基づき、タイパーツで履行することができます。

利息

金銭債務の支払遅延時には、利息に利息を課すことはできません。ただし、貸付契約の当事者は、1 年以上の利息を元本に組み入れ、その全額に利息を付すことに合意できます。かかる合意は、当

座預金における複利計算その他の類似の商業取引を除き、書面により行われる必要があります。

貸金返還請求においても、元本支払いに加え損害賠償を請求することは認められ、元本支払いに対する利息も引き続き請求可能です。

違約金条項が存在する場合、実際の損害の額にかかわらず、債務不履行者は違約金として定められた全額の支払いを命じられることがあります。

このように、タイ法の下では、違約金条項を適切に利用することで、契約履行を有効に確保することができます。ただし、あらかじめ定められた違約金が著しく高額である場合、裁判所はこれを合理的な額に減額することができるため、違約金条項を濫用しないよう留意する必要があります。

外国判決の承認及び執行

タイは外国判決の承認及び執行に関するいかなる条約にも加盟していないため、タイの裁判所において外国判決の執行はできません。したがって、債権者は満足を得るために、関連するタイの裁判所に新たな訴訟を提起しなければなりません。

外国判決は、国外で審理された請求の証拠として認められる可能性があります。ただし、最高裁判所は、外国判決が証拠として認められるためには、最終的かつ決定的な命令でなければならないと判示していることに留意が必要です。最終性の判断基準は、当該外国判決が下された地において執行可能であり、判決が上訴の対象とならず、上訴係属中でもないか否かとされています。最高裁判所はまた、外国の欠席判決は、判決地の手続規則が、当該欠席判決をいかなる時点でも取り消せないと定めていない限り、最終的なものとみなせないとも判示しています。

仲裁及び代替的紛争解決

紛争を訴訟で解決するか、代替的紛争解決手段で解決するかの判断は、通常、紛争発生前に契約当事者が事前に決定しておくべき事項です。当事者は、自らのニーズに合致した調停又は仲裁を具体的に選択するか、あるいは紛争解決の事項を管轄裁判所に委ねるかのいずれかを選択します。

仲裁の利点として最も頻繁に挙げられるのは、当事者が紛争を理解し解決するための適切な専門知識を持つ仲裁人パネルを選定できる点である。

この利点については、タイの裁判所でも部分的に当てはまります。例えば知的財産・国際貿易裁判所では、紛争の背景となる分野（国際金融や知的財産など）に特別な専門知識を持つ少なくとも1名の非法律家を含む裁判官が審理に当たります。彼らの存在は、タイにおける訴訟と仲裁の専門知識のギャップを埋めるのに役立ち、複雑な商事訴訟の結果をはるかに予測可能にする一助となっています。

それにもかかわらず仲裁を裁判に優先して選択する主な理由としては、仲裁規則・仲裁機関、仲裁地、仲裁人の人数を選択することで個別に紛争解決方法を調整できる柔軟性が挙げられます。例えば、国際商工会議所（ICC）などの国際仲裁機関ではなく、タイ国内の仲裁機関を選択することも可能です。国内機関では管理費用や仲裁人報酬が比較的低額であり、タイにおける紛争解決の総コスト削減に寄与する可能性があります。

仲裁機関

タイには3つの仲裁機関が存在します。

- 司法省傘下のタイ仲裁院（TAI）
- 商務省傘下のタイ商業仲裁院
- 法務省傘下のタイ仲裁センター（THAC）

いずれも高い評価と適切な運営がされており、多様な諮問委員会による監督を受け、標準的な仲裁規則を有し、利用可能な有資格仲裁人のリストを管理しています。当事者は外部専門家を仲裁人として指名することも自由に行うことができます。

タイの仲裁機関以外で一般的に利用される仲裁機関は、国際商工会議所（ICC）、シンガポール国

際仲裁センター、香港国際仲裁センター、及びロンドンの国際仲裁裁判所及び仲裁士協会となっています。

外国仲裁判断の執行

一般的に、外国仲裁判断は、タイが締約国である条約及び国際協定の承認範囲内にあり、かつタイがそれらに拘束されることを約束している範囲内でのみ、タイにおいて承認されます。タイは1958年ニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）の締約国です。外国仲裁判断は、外国判決と異なり、タイ国内での再審理を経ることなくタイ国内で執行可能です。

仲裁判断を執行するためには、当該判断が最終的なものであること（暫定的判断ではないこと）、及び関連する全事実が記載されていることが必要です。これには、当事者が仲裁に合意した契約、通知の送付、当事者の出頭、提出された主張、並びに判断の理由が含まれます。

執行メカニズム

タイ仲裁法 B. E. 2545（2002）は、タイの裁判所における外国仲裁判断の執行について次のとおり規定しています。

- 「外国仲裁」とは、その全部又は大部分がタイ国外で行われ、かつ当事者の一方がタイ国民でない仲裁をいう。
- 外国仲裁判断の執行を求める当事者は、当該判断が執行可能となった日から3年以内に管轄裁判所に執行請求を提出することができる。
- 外国仲裁判断の判決を求める申立人は、(1) 判断の原本又は認証謄本、(2) 仲裁合意の原本又は認証謄本、(3) 宣誓翻訳者、公認職員、外交代表、又はタイ領事によって認証された判断及び仲裁合意のタイ語訳を提出しなければならない。
- 裁判所は申立てを受領後、遅滞なく審理を行い判決を下す。ただし、裁定の相手方が申立てに異議を申し立てる機会が与えられていることを条件とする。

承認及び執行の拒否

仲裁法に基づく承認の法定要件を満たす裁定であっても、裁判所は次のいずれかに該当すると認めた場合、その承認及び執行を拒否することができます。

- 裁定の相手方が法的に無能力であった場合
- 仲裁合意が、当事者が合意した国の法律（又は合意がない場合にはタイの法律）の下で拘束力を有しない場合
- 裁定の申立てを受けた当事者が、自己の主張を述べるのに十分な時間的余裕をもって仲裁手続の通知を受けなかった場合、又は手続において適切に代理されなかった場合
- 仲裁判断が仲裁に付託された全紛争を扱っていない、又は仲裁合意の範囲を超える事項についての決定を含んでいる場合
- 仲裁廷の構成又は仲裁手続が当事者間の合意に反する、又は当事者間で合意がない場合には仲裁法に反する場合
- 当該裁定が取り消されている場合
- 裁定の執行が公序良俗に反する場合

海事訴訟

船舶又は管轄下に入る予定の船舶は、船舶差押法 B. E. 2534（1991）に基づき差し押さえられます。タイに住所を有する債権者は、同法に定める海事請求の対象となる債務の履行を十分に担保するため、債務者が所有又は占有する船舶の差し押さえを裁判所に請求できます。なお、差し押さえ対象となる船舶は、当該裁判所の管轄区域内にある（又は管轄区域内に入る予定である）ものでなければなりません。

債権者は、海事債権の根拠が当該船舶又は船舶に関連する事業に起因し、かつ債務者が海事債権発生時及び裁判所への申立て時に当該船舶を所有していた場合、債務者が所有せず占有する船舶の差し押さえを裁判所に請求できます。裁判所は申立て受理後、一方当事者の審理を実施します。申立債権者の主張が証拠により認められた場合、裁判所は船舶差押え命令を発令します。申立債権者は船舶差押手数料を納付後、当該命令を執行できます。船舶差押えに関する裁判所命令は最終的な効力を有します。

結びの言葉

タイにおける民事訴訟に関する本資料が、タイでの訴訟に関連する基本的な疑問にお答えし、原告・被告いずれの立場においても、裁判手続きについてご理解と認識を深める一助となれば幸いです。

追加のご意見やご質問がございましたら、bangkok@tilleke.com までお知らせください。



Chusert Supasitthumrong
chusert.s@tilleke.com
+66 2056 5793



John Frangos
john.f@tilleke.com
+66 2056 5790

付録 A

タイの裁判所制度

最高裁判所

最高裁判所 (*Dica*) は、長官 (最高裁判所長官) と 5 人の副長官で構成され、25 の部 (各部 3 人の裁判官で構成) が個別の裁判を審理する。

控訴裁判所

控訴裁判所は、長官及び 13 名の副長官で構成され、控訴裁判所及び第 1～第 9 地区控訴裁判所に分かれている。これら 10 の控訴裁判所は全てバンコクに所在する。各裁判部は 3 名の裁判官で構成され、少なくとも 2 名の裁判官が定足数となり控訴審を審理する。

第一審裁判所

バンコク首都圏第一審裁判所

- ・ バンボン地方裁判所
- ・ 民事裁判所
- ・ 刑事裁判所
- ・ ドンマウン郡裁判所
- ・ ドゥシット地方裁判所
- ・ ミンブリ民事裁判所
- ・ ミンブリ刑事裁判所
- ・ ノンタブリ地方裁判所
- ・ ノンタブリ少年家庭裁判所
- ・ ノンタブリー県裁判所
- ・ 北部バンコク地方裁判所
- ・ パトゥムターニー県裁判所
- ・ パトゥムターニー少年家庭裁判所
- ・ パトゥムワン地区裁判所
- ・ プラカノン民事裁判所
- ・ プラカノン刑事裁判所
- ・ サムットプラカーン地方裁判所
- ・ サムットプラカーン少年家庭裁判所
- ・ サムットプラカーン県裁判所
- ・ 南部バンコク民事裁判所
- ・ バンコク南部刑事裁判所
- ・ バンコク南部地方裁判所
- ・ タリンチャン民事裁判所
- ・ タリンチャン刑事裁判所
- ・ タニヤブリー県裁判所
- ・ トンブリー民事裁判所
- ・ トンブリー刑事裁判所
- ・ トンブリー区裁判所

中央破産裁判所
中央労働裁判所
中央税関裁判所
中央少年家庭裁判所
知的財産・国際貿易裁判所

地方裁判所

28 の地方裁判所

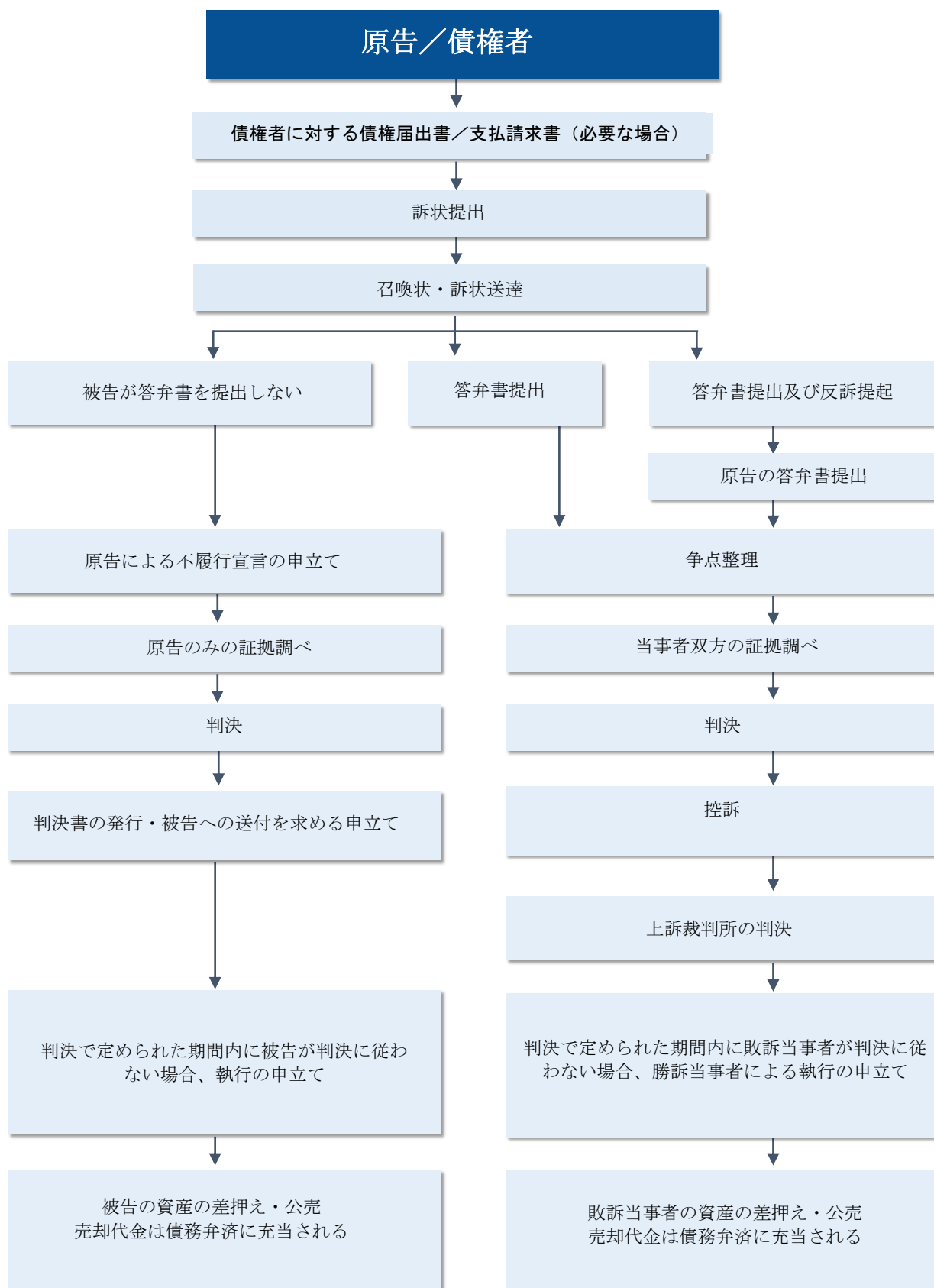
106 の地方裁判所

73 の地方少年家庭裁判所

地方裁判所、少年家庭裁判所、中央労働裁判所及び中央税関裁判所を除く全ての裁判所における通常の民事・刑事事件の個別審理は、陪審員なしで 2 名の裁判官によって行われる。地方裁判所は裁判官 1 名のみである。少年家庭裁判所における審理は、2 名の裁判官と 2 名の補佐裁判官によって行われ、少なくとも 1 名は女性であることが要件とされる。中央労働裁判所における審理は、1 名の裁判官、使用者団体が選任した 1 名の補佐裁判官、労働団体が選任した 1 名の補佐裁判官によって行われる。中央税関裁判所は、事件を審理するための定足数を構成する 2 名の裁判官を有する。知的財産・国際貿易裁判所における審理は、少なくとも 2 名の裁判官と 1 名の補助裁判官によって行われる。全国の第一審裁判所に所属する裁判官に加え、法務省に所属する 40 名の裁判官が行政業務を担当し、必要に応じて補充する。

出典: Prasobsook Boondech, "The Thai Judicial System," Organizing Committee of the Seventh LAWASIA Conference, Bangkok, 1981.

付録 B 民事訴訟の構造



出典: Tilleke & Gibbins

